

油フィルタリング装置の検査に関する事項

改正規則等

海洋汚染防止のための構造及び設備規則

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

改正事項

油フィルタリング装置の検査に関する事項

改正理由

MARPOL 条約附属書 I 第 14 規則では、船外に排出する機関室ビルジの油分濃度を 15ppm 以下とすることを確保するため、総トン数 400 トン以上の船舶を対象として、船舶への搭載日等に応じて IMO が総会決議 A.393(X)、決議 MEPC.60(33)及び決議 MEPC.107(49)として定めるガイドラインのいずれかに適合する油フィルタリング装置を備える旨規定されている。加えて、総トン数 10,000 トン以上の船舶の場合には、機関室ビルジの油分濃度が 15ppm を超える場合に作動する警報装置を備えることが要求されている。

このうち、2005 年 1 月 1 日以降に船舶に搭載される油フィルタリング装置にあつては、上記の決議のうち最新のものである決議 MEPC.107(49)が適用され、定期検査の時期に当該警報装置について確度の確認を行うことが要求されている。一方で、IMO にて 2015 年 10 月に総会決議 A.1104(29)として採択された「2015 検査と証書の調和システムに基づく検査ガイドライン」では、定期的検査の時期に、当該警報装置が装置の製造者又は製造者により認められた者により定期的に校正されていることを本船上で確認する旨規定されている。

IACS は、警報装置に関する上記の 2 つの検査要件について議論を行った結果、総会決議 A.1104(29)の規定に基づき、定期的検査において当該警報装置の校正が装置の製造者又は製造者により認められた者により定期的に行われていることを本船上で確認することで十分とする統一解釈 MPC127 を 2016 年 2 月に採択した。

このため、IACS 統一解釈 MPC127 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

決議 MEPC.107(49)が適用される油フィルタリング装置の警報装置について、年次検査、中間検査及び定期検査の時期に、校正記録を確認する旨規定した。

改正条項

海洋汚染防止のための構造及び設備規則 2 編 3.1.2, 3.2.2

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 2 編 3.1.2, 3 編 2.3.2